

陳　述　書

東京地方裁判所 民事第24部合議部 御中

平成29年11月17日

住所 [REDACTED]

氏名

櫻井恵子

私は櫻井昌司の妻です。

櫻井昌司と結婚してすでに18年になりました。結婚前からの事情も含め、夫櫻井昌司が「布川事件」の犯人とされ、44年という長期間、理不尽な扱いや拘束を受け続けてきたことが、彼の人生にどのような影響を与えていたか等について申し上げたいと思います。

- 1 私は1999年（平成11年）7月4日、櫻井昌司（以下、「櫻井」と略称します。）と結婚し、長女が同年11月に20歳になったことを機に翌2000年（平成12年）1月1日利根町役場に婚姻届けを提出しました。私には前夫との間に1男1女があり、その時、長男は22歳になっていました。
- 2 櫻井はいわゆる布川事件の犯人とされ、共犯者とされた杉山卓男さんとともに、千葉刑務所に、1978年（昭和53年）の上告棄却決定後から収監されていましたが、1996年（平成8年）11月14日に仮釈放になっていました。私はその1年2カ月後の1998年（平成10年）1月に行われた茨城の支援者の集まりに参加し、えん罪を訴えて裁判のやり直しを求めているという櫻井と初めて出会いました。当時、私はえん罪事件という言葉も知らず、布川事件についてもまったく知識がありませんでした。そのような状態でしたので、一人の男性が司会者から促されて壇上に立ち、「おめでとうございます。社会に戻って二度目の正月を迎えました。」と明るく、大きな声で元気に挨拶するその男性にとても興味を覚えました。それは、見た目はオジさんだけれど、私には少年のように

輝いて見えたからです。そして、「社会に戻って二度目の正月ってなんだろう」と、私はその言葉がとても気になりました。

3 2月に入って、裁判支援を目的に行う「救援美術展」（5月開催予定）の準備が始まり、私もその手伝いをすることになりました。支援事件の一つに「布川事件」も含まれており、その資料の一つであった手作りの「獄中詩集」を読み、心を揺さぶられました。それは、激しい怒りや攻撃的な言葉を全く使っていないのに、苦しみや、悲しみ、怒りが伝わってきて、それでも希望をもって生きていることが淡々と表現されていたからです。その作者が1月に会った男性であったこと、彼は無実の罪で29年間も獄中に拘束されていたこと、「二度目の正月」というのは、仮釈放から2回目の正月のこと、それは長い拘束から解放された自由の中で迎えた喜びに満ち溢れた正月だったことなどが次々と私の中で明らかになっていきました。同時に、「なぜ、彼がえん罪に巻き込まれたのか」、「なぜこのような詩を書く人が29年も囚われていたのだろう」とますます私の中で関心が高まっていきました。

5月初旬、日本テレビでドキュメント'98『仮出獄』という布川事件を取り上げた番組が放送されました。私は、それを観て初めてえん罪布川事件の概要を知り、1月に会った男性がどのような状況に置かれている人なのかをはっきりと認識したのでした。同時に、今の日本社会でこのような間違った裁判が現実としてあることに驚きと体が震えるほど強い恐怖を覚えたのでした。

5月下旬に、美術展は3日間開催され、当事者である櫻井も来ていました。主催者や、来場者に丁寧に挨拶していた姿が印象的でした。そして、美術展終了後、櫻井からはがきで礼状が届いたのです。私も、1月の出会いで印象に残ったこと、布川事件のことを何も知らなかったこと、詩集を読んだ時の自分の感情などを書いて返事を出しました。このことを契機に、手紙や電話でのやり取りをするようになり、私たちは互いの歩んできた人生などを伝え合い、交際がスタートしました。

4 私は、前夫と離婚後2歳と4歳の子を抱え、母子家庭の生活をしてきました。子どもたちが成人するまでは、私の責任でちゃんと育て上げなければ強いて思いで、他人に迷惑をかけない、甘えない、弱音を吐かないで頑張ろうと努めてきましたし、子どもたちにも厳しく接してきました。1997年（平成9年）秋、長女の高校卒業後の就職が決まり、二人の子どもたちが巣立って行ったあと自分は何を目的に生きていけばいいのか、と考えてしまいました。「空の巣症候群」と言われるものでした。仕事にも集中できず、訳もなく涙が流れ、食欲も落ち、そんな状況が1998年（平成10年）が明けても続いていました。

5 そのような状況でしたので、「自由の中で生きていることの喜び」を体全体で表現している櫻井と出会った時の衝撃は本当に強いものでした。えん罪という過酷な境遇にあって、なぜそんなに明るく前向きに生きられるのか疑問を抱きながら、私もこんな風に明るく前向きに生きられたらいいな、と思いました。櫻井は、私の生きる姿勢に「自分が辛いときは、弱音を吐いていいんだよ。世の中には、自分の力だけではどうにもならないことがある。自分も頑張るけれど、それでもどうにもならない時には、力を貸してくださいっていうのは、決して恥ずかしいことじゃないと思うよ」と言いました。「もっと自分の弱さをさらけ出して生きてごらん。生きていくのが楽になるよ」とも言いました。私は、櫻井の言葉にとても気持ちが軽くなりました。そして、なかなか定職に就くことができず、転職を続けていた長男（当時20歳）について話題にしたとき、「大丈夫。あなたがこれまで一生懸命生きてきたのなら、子どもは、特に息子は母親の背中をちゃんと見て育っているはずだから」という言葉にも、本当に救われた思いでした。それは、後に気づいたのですが、櫻井自身がえん罪に巻き込まれたことで、自身の辛く苦しい体験を裏打ちするものだったので。

6 私は櫻井の考え方、生きる姿勢に大きな影響を受けるようになりました。えん罪を晴らすという固い信念をもって、自分を正直にさらけ出しながら、懸命に、明るく生きている姿は、本当に清々しくみました。自分もそのような生き方を

したいと強く思いました。そして、櫻井が、この先どんな人生を歩んでいくのか近くで見ていきたい、一緒に生きていきたいと思うようになりました。櫻井からも結婚の申し出があり、私たちはこうして1999年に大勢の友人たちから祝福を受けて結婚しました。私の両親は、「戦前の話でもあるまいし裁判所が間違うはずはない、そんな男は信用できぬ」と結婚に猛反対でしたが、2年後、櫻井の誠実に一生懸命生きる姿が両親の気持ちを変え、以後強力な支援者となってくれました。

7 さて、私たちの生活ですが、すでに弁護団は第二次再審の準備中で、櫻井は地元利根町のかつて両親や兄弟と住んだ家に一人で住み、一方私は利根町で新たな職に就くより、長年勤めていた勤務先 [REDACTED] を変えずに継続することの方が経済的安定を保てるということもあって、水戸に住むという別居婚の形で始まりました。櫻井は、地元に住み、土木作業員として働いて生きていく姿を地元の人たちに見てもらいたいという気持ちを強く持っていました。地域のお祭りや、冠婚葬祭にはできる限り二人で参加して、地域の皆さんと交流するよう努めました。仮釈放となった櫻井の29年ぶりの帰省は、地元の人たちを緊張させたようですが、結婚をして、揃って顔を出し、地域になじもうとした私たちの思いは、思っていた以上に早くから受け入れていただけました。

そんな私たち夫婦のコミュニケーション法は、毎日午後9時に櫻井から掛けてくる電話でした。一緒に住むことのできない分、毎日1回はお互いの活動や日常を報告しあうというものでした。ですから、守る会などの行事のある時には現地で合流ということの多かった私たちでしたが、初めてお会いする方でも夫から詳細に報告を受けていたことで、私はとても助けられました。櫻井は、決めたことは必ず守る人で、支援要請のため全国各地を回るようになった現地からも、また、帰宅が遅くなった時でも必ずその理由も合わせて報告してくれました。このような状態は再審裁判が始まり、水戸で一緒に暮らすようになるまで約11年間続きました。

8 私が櫻井の言動や体の異変を訴えるなどその異常さに気付いたのは、結婚して間もなくからでした。櫻井が過去ばかりでなく、最近までどれだけ精神的に追い詰められて来たか例を上げて申し述べたいと思います。

ア 「気分が悪い」「発狂しそうだ」

1999年(平成11年)7月末、私たちは結婚の報告を兼ねて金沢に住む櫻井の親戚に行く途中、お城が好きだという櫻井の希望で長野県の松本城に立ち寄りました。ところが、天守閣の最上階をめざして階段を上っている途中で、突然「気分が悪い」と訴えてきました。階段は薄暗く、小さな狭間から少しだけ外を覗き見ることはできましたが、そんな中を登り続けなければなりませんでした。最上階に上がって、遠景を見渡しながら新鮮な空気を吸える場所で櫻井は落ち着きを取り戻しました。(同様のことが、翌年、名古屋城に行った時にも起り、本人は言葉だけでなく本当に顔色も悪く脂汗を流していたのです)

金沢からの帰り、長時間の車の運転が誘引となったのか、櫻井は車中で起きた身の置き所もないといった急性腰痛症のため、■■■■■

■■■■■病院へ入院となり、MR I 検査を受けることになりました。このときは、ベルトで体を固定され、狭いドーム内で検査を受けるとき、「発狂しそうになって、大声を出したくなるのを我慢していた」と検査後に聞かされました。

夫の不安や恐怖が何によって誘発されるのか、本人はもちろん、当時の私にはまだ全く理解できないものでした。

イ 「心と体がバラバラになる！」

2000年(平成12年)2月6日の深夜のことです。私の住まいの■■■■■

■■■■■で就寝中でしたが、櫻井は急に起きだして部屋の中をうろうろし、叫ぶように「心と体がバラバラになる！俺、死んじやう！」と言って、4階の窓を開けようと鍵に手をかけたのです。しかし、

同時に「ダメだ！俺、ここを開けたら飛び降りちゃうかもしれない、俺を捕まえててくれ」と大声で叫んだことがありました。私は櫻井の体にしがみつき、何とか平静を取り戻させようとしましたが、櫻井は「心と体のバランスが崩れた。俺、壊れちゃう！」「俺、どうしたんだ！」とうろたえ、子どものように「疲れたよ」「もう、いい子でいるのいやだよ」と言いながら自分で起きている現象に、怯えていました。病院に行って、鎮静剤を打って鎮めてもらうしかないと思い、私は「病院へ行く？」と櫻井に聞きました。櫻井も「うん」と言いましたが、少し落ち着いて「ちょっと待って。大丈夫かもしれない。このまま様子を見る」と言うことになりました。

朝になって、櫻井は「俺、どうしちゃったのかな」「無理をしていたのかな」とつぶやきながら、前夜の自分を振り返っていました。その朝は、仕事のために利根町に帰ることになっていて、「今夜も同じようにならどうしよう」と言うので、「夜中でもいいから、電話してきていいよ」と私は返し、櫻井は帰っていました。

私も不安で仕方がありませんでした。2月20日には、声楽家の立場で長く布川事件を支援をしてくださっていた佐藤光政さんのコンサートが水戸で行われることになっていました。そのための記者会見が櫻井には予定されていました。この状態で記者会見などさせては、また「頑張ります」と言わせてしまうことになる、このままでいいのかと私も悩みました。でも、一人で考えていくにはあまりに重すぎて、私は守る会事務局の方に相談に行きました。その方は、私の話をじっと聞いてくれ、「大丈夫！櫻井さんは、苦しみや悲しみはどうに超えた人よ。自分ひとりで29年間闘い続けてきて昌司さん自身を縛っていたものが、仮釈放になって、結婚をして、この後大好きな佐藤光政さんとのコンサートがあるなど、その喜びが本人の意識と離れたところで膨らんで膨らんで膨らみすぎて、きっと体が受け止めきれずに、そんな反応したんだと思う。これから、大なり、小なりそんな発作のようなものを繰り返しながら、少しずつ「普通の人間」に

戻っていくのだと思う」と言ってくれたのです。私もそうかもしれないと思えて、とても心が軽くなりました。そして、櫻井と生きていくということは、櫻井の内面に抱えているものを理解して、寄り添っていくことだと私なりに解釈し、それから心理学やカウンセリングの本を読んだり、通信教育で学んだりして自分にできる形で櫻井と向き合うよう努めました。

ウ　自分の力でどうにもならないことへの不安

櫻井は、昼でも、夜でも背中に突然痒みを覚えて、「痒い、背中を搔いてくれ。右、左、そこじゃない!」とパニックになることが何度もありました。自分の手が届かず、自分で対処できないことに異常なほどの不安を訴えるのです。

また、2004年（平成16年）の秋のことです。私は忙しい櫻井に少しでも気分転換になってくれたらいいと思い、尾瀬行きを計画しました。尾瀬ヶ原の木道を歩く櫻井がどんどん早足になって、風景を見る訳でもなく、足元の植物を楽しむ訳でもなく、結局雲行きが怪しくなって天候も悪くなり、途中で引き返してきたのですが、夜、ホテルに入って櫻井に聞かされたのは、自家用車の入山規制により、自分の車から離れて送迎バスに乗って登山口まで移動し、そこから山を越え、谷底へ下るように尾瀬ヶ原に入って、携帯電話も圏外になり、それでもどんどん奥に入って行って、「もし、何かが起きた時どうすればいいんだ。」と思ったら出口のない場所にいるような気持になった。早くその場から出たい、離れたいという衝動にかられたと言うのです。

2007年（平成19年）、ジュネーブの国連欧州本部で行われる拷問等禁止条約の日本審査が行われ、杉山さんと櫻井、守る会の有志が傍聴に行くことになりました。しかし、自分はいいから私に代わりに行って来るようと言ったのです。やはり、狭いところでの長時間のフライトに自信がないとのことでした。飛行機の中でパニックを起こしてしまうかも知れないという強い不安を抱えていたのです。私と杉山さんの帰国後の報告を

聞きながら、自分も行きたかったという思いを強くした櫻井は、翌年、同じくジュネーブで行われた自由権規約日本審査の傍聴に参加し、審査委員とのミーティングでは、えん罪被害者の一人として自らの体験を述べて日本の刑事司法制度の改善勧告を求めて発言してきました。この国連行きを契機に、櫻井は飛行機への恐怖が克服できたようでした。

エ　死に対する考え方

櫻井は、「死」ということに異常に怯えていました。当時、私が飼っていた猫を見て、「動物は死ぬからいやだ。死ぬの見るのは御免だからな」と強硬に言い、私はその言い方がとても気になっていました。後に櫻井が警察での取り調べ中に書いていた日記が仮釈放になって帰った自宅で偶然見つかり、読み返すということがありました。「俺、こんなに死を怯えていたなんて…」と自分で書いた内容から当時のことを思い返しているようでした。

「(やったと)認めなければ、死刑もあるんだぞ」という、死刑という極刑を持ち出し、脅しながら強制的に自白を迫る捜査官の違法な取り調べに、櫻井は「真実(やってないということ)を話せば死さえもある。戦争よりひでえや」と書いていました。

オ　「ウソ」という言葉への異常な反応

櫻井は、逮捕された当時、警察は正しい、嘘をつくはずがない信じていたようです。アリバイを言っても、取調官に違うと否定されれば、自分の記憶違いだったのかと自問自答を続け、しかし、やつと思い出したアリバイを伝えて、調べてないことや、もみ消そうとしていることに気付いた櫻井は、自分は無実であるという心の叫びを暗号で日記に記し、取調官から必死で自分を守ろうとしていたようです。そんな時に、ウソ発見器を使って調べると言われ、器械なら自分が無実であることがはつきりするのではないかと、自ら望んで検査を受けたと聞いています。しかし、早瀬刑

事から「ウソと出た」と言われ、もう駄目だと心が折れて「ウソの自白」をしてしまったと聞きました。でも「ウソの自白」をしても、検察に行つてちゃんと話せば分かってくれる、裁判官なら真実を分かってくれるはずだと、希望を捨ててなかったようです。しかし現実は、不起訴になつても留置場へ逆送となり、再び強盗殺人の取り調べを受けることになり、裁判の経過も夫にとって信じられない結果となりました。このことから警察の誘惑や誘導に乗った自分の弱い心がウソの自白をしてしまったという強い後悔で、二度とウソをつくのをやめよう、自分の無実を訴えるには、「ウソのない人生」を貫くことだと心に決め、以来強い心でそのように生きてきたと聞きました。それだけに、私が不用意に使う「ウソでしょう」「聞いてないよ」などという言葉に、過剰に反応し、激高して「聞いてないってことは俺がウソを言ってると言うことか」と私を責め、また、友人たちとも「言った、言わない」で激しく論争することも多く、そこには29年間真実を守って生きてきた自分を必死に守ろうとする櫻井の姿がありました。

力 締め付けられる感覚

櫻井は、少し窮屈な衣類、体にフィットする下着や、ゴム手袋、ゴム長靴、金属製の腕時計などは、「体を締め付けられ、息ができなくなる」感覚が襲ってくるらしく、「苦しい、気持ちが悪い」と言って、よくパニックを起こしました。本当に形相が変わり、引きちぎって、破ってでもそれを早く体から引き離したい衝動に駆られている姿を私は何度も見ました。

キ 仮釈放後も続く苦しみ

櫻井は、このように仮釈放後の日常で、いろいろな場面で身体に起る異変に戸惑い、時にはパニックを起こし大変苦しんできました。罪を犯していない人間にとて、有罪判決それ自体が理不尽であり、しかも29年に及ぶ長期間の拘束は心身両面に大きな苦痛を強いるものであまりに過酷で

あったと言えます。

ク 過去を振り返らず明日以降も考えないという生き方

29年間の獄中生活を、どうやって耐えて来たのかと櫻井に尋ねたことがありました。その時櫻井は、さらっと「過去のことは振り返らない。明日以降のことも考えない。目の前のことを一生懸命にやる。今日一日を楽しく過ごす。そうやって生きてきたら29年経っていた」と答えました。しかし、本当は振り返ったら後悔ばかりが襲ってきて苦しい。先のことを考えても、いつ出られるかわからないことで頭が変になりそうだったからだと聞きました。私は、何と不自然な自己規制であったか、夫の意志の強さを感じながらも違和感を覚えずにはいられませんでした。このころ、テレビでは北朝鮮による拉致被害者の帰国が実現し、家族や親族と再会する場面が何度も繰り返し報道されていました。また、同時期、布川事件の演劇がひたちなか市（水戸市に隣接）行われることになりました。脚本を担当する人から一問一答式で逮捕当時の思いや、家族への思いなどを答えているうちにどんどん封印してきた記憶がもどってきてしまったらしく、櫻井は29年の間に失ったものがどれほど大きかったかを改めて認識することになったのです。ただただ溢れて来る涙を拭き続けていて、感情のコントロールが効かなくなっていました。それでも、仕事のために利根町へ帰つて行きました。櫻井の異変にいち早く気付いてくれたのは、東京で長く保護者として支援してくれた方で櫻井を見るなり、「どうしたの？まるで廃人のような顔をしているよ」と声をかけてくれたそうです。夫は精神状態がボロボロになっていましたが、その言葉かけにとても救われたと、後日電話で話してくれました。夫は、私には「心配かけるから言えなかつた」と自宅で一人で苦しんでいたようでした。「立ち直るのに少し時間がかかりそうだけれど大丈夫だから心配しないで」と私に言い、1ヶ月から1年で回復してきました。やっと、櫻井が自分から封印を解いて、過去と向き合えるようになったのだと思いました。

ケ 裁判所に届いた裁判のやり直しの訴え

2005年（平成17年）9月21日、水戸地裁土浦支部で再審開始決定が下されるまでの間、櫻井には常に神経が張り詰めていて緊張状態が毎日続いていました。しかし、この再審開始決定を契機に大きく変わっていきました。当時も利根町と水戸を互いに行き来する私たちの生活でしたが、再審開始決定後の喜びの中で過ごした水戸での生活が一段落した後、櫻井は仕事のために利根町へ帰って行きました。「家に近づく頃から、車中で涙があふれて来て、どうしようもなかった。車を乗り捨てるように家に飛び込み、一人になって何時間も号泣した」とその時のことを後になって話してくれました。

長い間、裁判をやり直して欲しいと訴え続けてきたことが、やっと、やっと38年目にして裁判所に届いたその喜びは、両親や家族と過ごした我が家に戻っていっそう倍増し、亡き両親の前で一緒に流す涙だったので。のちに櫻井は、再審無罪判決ももちろん嬉しかったけれど、水戸地裁土浦支部の再審開始決定はもっともっと嬉しかったと言っていました。櫻井はこの決定の日を境に、精神的に少しずつ落ち着いてきて、それは東京高裁決定、最高裁決定と櫻井の願うように再審の審理が進んだことで、どんどん変わっていくのを私も傍で実感できました。

9 これまで櫻井の抱えてきた精神的、身体的に表れたいくつかの例を申し述べてまいりましたが、おそらく本人の苦しみや思いのほんの一部分でしかないようと思われます。しかし、私が櫻井の身近にいて直接目の当たりにした数々の体験は、えん罪に巻き込まれてなければ決して現れないものだったろうと確信します。また、櫻井は自身の内面的な苦しみばかりでなく、人間関係で大変苦労しました。自分の思いが正確に伝わらない苛立ちは、荒れに荒れて身近な人と摩擦を起こし、相手を激しく非難し、同時に自分も傷つきということを繰り返してきました。一途に雪冤を願って生きてきた櫻井は、常に全力投球で何事にも向かい、

それだけに他人にもその厳しさを求めることが多々ありました。「婆娑の人間は怠け者が多い」と苛立ち、「世の中、そういうこともあるよ。そういう人もいていいんだよ」というような考えを決して受け入れられず、「そんなのおかしい」「絶対違う。絶対間違っている」と強調するばかりに何度も周りと摩擦を繰り返して來たのです。20歳から49歳まで、普通に社会で生きていたら、社会人になって働き、恋愛もし、結婚して家庭を持ち、地域とつながり、というように、順を踏んで大人社会で生きていく術を身に付けるはずの過程があつたはずです。多種多様な喜び悲しみ、幸せも感じながらの人生があつたはずです。私は何度も櫻井が仲間や支援者と意見の相違で摩擦を繰り返し、言葉で傷つけてしまう姿を間近に見ながら心を痛めました。しかし、これらのことも「再審開始決定」を機に櫻井はどんどん変わっていきました。櫻井自身の中に穏やかさが増えて、人を見る目も温かさが加わって行ったように思います。

布川事件発生から50年、そして再審開始決定から9年、無罪確定から6年が経過し、現在70歳になった櫻井の精神状態は大変落ち着き、平穏な日々を送っております。それだけ再審無罪判決確定までの44年という歳月が、如何に過酷だったかということに尽きると思います。

50年間えん罪と向き合った人生を歩いてきて、現在、櫻井は同じえん罪で苦しんでいる仲間の刑務所面会や、えん罪支援集会、司法の道を目指している若い学生さん、時には高校生や中学生の前など全国どこへでも足を運び、自己の体験を話して苦境に陥った人を励まし、また未来を託す若者に語り続けています。それがえん罪を繰り返さない社会を作るための自分の使命であると、強い思いを持って日々を重ねています。

- 10 しかしながら、布川事件で無罪判決が確定しても誰の謝罪もなく、反省もなく、誰一人責任を取らないで済む今の司法のあり方に強い疑問を感じ、櫻井は、国（検察）と県（警察）に対し、国家賠償請求訴訟を提起し、現在に至っています。今ままでは、「えん罪はなくなるどころかまた繰り返されていくだろう。何としてもえん罪を繰り返さないための法改正のきっかけになりたい」というの

が櫻井の願いです。

そして、いつも言ってきたことは、警察官や検察官個人に恨みは持っていない。社会の正義と治安を守るために警察や検察という組織も必要だし、大切な組織である。それだけにその組織が現在のようなウソで固められ、正義に反することを堂々とやっても許されていること自体が改められなければならない。国民に信頼される組織に変わらなければならないということです。

国賠裁判の中で、現在もなお証拠の存在や、誤った捜査、起訴内容を明らかにしないように懸命になっている警察と検察の態度に、大きな憤りを抱くと同時に、大変残念な思いを持ち続けています。真犯人は罪を裁かれることなく社会のどこかで生きているかもしれません、この不条理な事実に誰が責任を取るのでしょうか。

どうか裁判所におかれましては、櫻井が願い続けて来たように、布川事件の誤判の原因と責任の所在を明らかにし、えん罪を繰り返さないための新たな道を開く判断を下されますよう、心からお願ひ申し上げます。